

食品産業優良企業等表彰事業実施細則

H 2 1 . 7 . 1 制定
H 2 2 . 8 . 1 7 一部改正
H 2 3 . 9 . 1 一部改正
H 2 5 . 5 . 2 一部改正
R 3 . 7 . 1 一部改正
R 4 . 6 . 9 一部改正
R 6 . 7 . 1 2 一部改正

一般財団法人食品産業センター
公益財団法人食品等流通合理化促進機構

I. 表彰対象事業の範囲

食品産業優良企業等表彰事業実施要領（以下「要領」という。）Ⅲ－１）に定める事業の範囲は、日本標準産業分類（総務省告示）に基づく次の事業をいう。

- （１）「食品製造業」とは、食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業及び飼料・有機質肥料製造業を除く。）並びに食料品製造関連機械施設製造業、食料品の製造・加工の研究に関する事業等をいう。
- （２）「食品卸売業」とは、飲食料品卸売業（食料品以外の卸売業を除く。）及び食料品流通関連機械施設製造業、食料品を主として扱う倉庫業、運送業等をいう。
- （３）「食品小売業」とは、飲食料品小売業（食料品以外の小売業を除く。）及び食料品小売関連機械施設製造業等をいう。
- （４）「要領Ⅲ－１）－（５）の団体」とは、食品製造業・食品卸売業・食品小売業を営む者等が構成者数又は出資者数の過半数を占めている団体をいう。

II. 申請関係

1) 受賞申請書

- （１）食品産業部門にあつては、農商工連携推進タイプ又は経営革新タイプのいずれかを選択するものとする。
- （２）環境部門にあつては、食品リサイクル推進タイプ、容器包装リサイクル推進タイプ又は省エネ等環境対策推進タイプのいずれかを選択するものとする。

2) 受賞推薦書

- （１）食品産業部門（農商工連携推進タイプ及び経営革新タイプ）、食品流通部門、CSR部門及び環境部門の受賞推薦書については、全国団体及び地方食品産業協議会（以下「食産協」という。）が置かれていない場合等やむを得ない事情が認められる場合には省略することができる。
- （２）① 団体部門の受賞推薦書に係る上部団体の推薦は、原則として１点とする。推薦者は、推薦にあたり所属する団体との間で十分に調整し推薦するものとする。
② 団体部門の受賞申請者が全国団体である場合にあつては、受賞推薦書を省略（個人申請の場合を除く。）することができる。
- （３）マイスター部門の推薦者は、推薦にあたり所属する全国団体（当該団体がない場合は食産協）との間で十分に調整し推薦するものとする。

III. 表彰関係

1) 表彰点数

農林水産大臣表彰（以下「大臣表彰」という。）及び農林水産省大臣官房長表彰（以下「官房長表彰」という。）の部門別表彰点数は、次のとおりとする。

（１）大臣表彰の部門別表彰点数

食 品 産 業 部 門 7点以内

食品流通部門	5点以内
C S R 部門	3点以内
環境部門	5点以内
団体部門	5点以内
マイスター部門	5点以内

(2) 官房長表彰の部門別表彰点数

食品産業部門	15点以内
食品流通部門	10点以内
C S R 部門	5点以内
環境部門	10点以内
団体部門	10点以内

2) 大臣表彰及び官房長表彰の基準

- (1) 大臣表彰は、要領Ⅲ－2)の表彰対象部門の区分に応じ、特に顕著な実績を挙げた者に対して授与する。
- (2) 官房長表彰は、要領Ⅲ－2)の表彰対象部門の区分(要領Ⅲ－2)－(6)を除く。)に応じ、大臣表彰の程度に準ずる者に対して授与する。

3) 会長表彰の基準

一般財団法人食品産業センター会長(食品流通部門にあつては公益財団法人食品等流通合理化促進機構会長)表彰は、要領Ⅲ－2)の表彰対象部門の区分に応じ、大臣表彰又は官房長表彰に準じていると認められるもののうち、審査委員会において表彰に相応しい優良なものとして評価された者に対して授与する。

4) 部門別の表彰基準

次に掲げる部門については、上記2)又は3)の基準のほか、以下に掲げる要件のすべてを満たす者について表彰する。

(1) 団体部門

① 団体にあつては、

- ア. 組織運営が適切良好で、かつ、組織率が高いこと。
- イ. 役員が熱意、識見及び力量が信頼するに足るものであること。
- ウ. 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、水産業協同組合法等の法令に定める行政的制裁処分を受けたことがないこと。
- エ. 大臣表彰にあつては、表彰を行う年度の11月1日現在において、設立後20年以上(組織変更した中小企業等協同組合等にあつては、組織変更後15年以上であつて、変更前の期間と合算して20年以上)であること。
- オ. 官房長表彰にあつては、表彰を行う年度の11月1日現在において、設立後15年以上(組織変更した中小企業等協同組合等にあつては、組織変更前の期間と合算して15年以上)であること。

② 個人にあつては、

- ア. し界の発展に寄与した功績が顕著であること。
- イ. 人格、識見ともに卓越しており、力量が信頼に足るものであること。
- ウ. 大臣表彰にあつては、表彰を行う年度の11月1日現在において、勤務年数が20年以上であること。
- エ. 官房長表彰にあつては、表彰を行う年度の11月1日現在において、勤務年数が15年以上であること。

(2) マイスター部門

- ア. この表彰を行う年度の11月1日において、満年齢が50歳以上であること。
- イ. 技術者・技能者として、見識、力量が卓越しており、し界において高い評価を得ていること。
- ウ. 表彰を行う年度の11月1日現在において、食品の製造加工等の技術部門に従事している年数が30年以上であること。

5) 受賞者の選考上の留意事項

- (1) 同一年度の申請は全部門を通じて各申請者1件に限る。
- (2) 大臣表彰受賞者は、原則として受賞後5年を経過しなければ受賞部門での申請を行うことはできない。ただし、部門を異にする場合にあっては、必ずしもこれに限らない。
- (3) 官房長表彰受賞者は、原則として受賞後5年を経過した後大臣表彰の対象とする。ただし、部門を異にする場合にあっては、必ずしもこれに限らない。

IV. 審査関係

審査委員会

- ① 審査委員会の審査委員は、10名以内とする。なお、審査委員の選定においては、性別の偏りがないうよう努めるものとする。
- ② 審査委員会の委員長は、審査委員の互選により選出する。
- ③ 必要に応じオブザーバーを置くことができる。
- ④ 審査委員会は、必要に応じ審査に必要な専門的事項について調査・検討を行うための専門部会を設けることができる。